

令和 7 年度 奈良県外国出願促進支援事業補助金

【公 募 要 領】

(公益財団法人奈良県地域産業振興センター)

〒630-8031 奈良県奈良市柏木町 1 2 9 番地 1 奈良県産業振興総合センター 3 階

T E L : 0742-36-8312 F A X : 0742-36-4010

<https://www.nara-sangyoshinko.or.jp>

1. 目的

この要領は奈良県外国出願促進支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、公益財団法人奈良県地域産業振興センター（以下「当財団」という。）が、県内の中小事業者が取り組む外国出願・海外展開を一層促進するために行う、奈良県外国出願促進支援事業（以下「県出願促進事業」という。）が、経済産業省の補助事業である令和7年度奈良県中小企業等海外展開支援事業（海外出願補助金）（以下「令和7年度奈良県海外展開支援事業」という。）の経費の一部を助成する補助金の交付手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とします。

2. 補助対象者

県出願促進事業の補助対象者は、令和7年度奈良県海外展開支援事業の事業者であって、奈良県税の滞納がない者としてします。

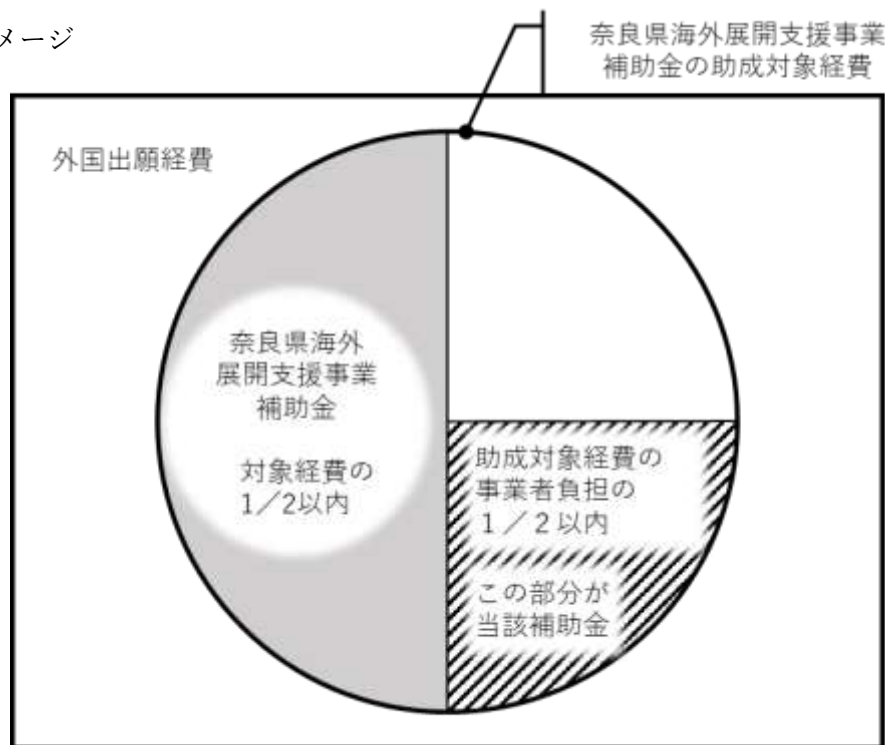
3. 補助対象事業

県出願促進事業の補助対象事業は、令和7年度奈良県海外展開支援事業の交付決定を受けた事業としてします。

4. 補助対象経費、補助率及び補助限度額

補助対象経費は、令和7年度奈良県海外展開支援事業で交付決定を受けた対象経費のうち事業者負担額となった額（ただし令和7年度奈良県海外展開支援事業の確定通知を受けた額を上限とします。）とし、補助率はそのうちの2分の1以内とします。なお、交付額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

補助率のイメージ



※ただしどちらの補助金も上限があります。

<参考>令和7年度奈良県海外展開支援事業の補助限度額

1企業及び1出願ごとにそれぞれ次の各号に掲げる金額とする。

① 1企業に対する1会計年度内の補助金の総額 300万円（複数案件の場合）

② 1 出願に対する 1 会計年度内の補助金の総額

(ア) 特許出願 150 万円

(イ) 実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願（次に掲げる商標登録出願は除く）
60 万円

(ウ) 冒認対策商標 30 万円

(※) 冒認対策商標：第三者による抜け駆け出願（冒認出願）の対策を目的として出願する商標

※予算額の範囲内で補助金額を決定するため、申請額より減額して交付決定する場合があります。

5. 事業実施期間

(1) 実施期間 令和 7 年度奈良県海外展開支援事業で採択された期間と同様です。

(2) 実績報告書 令和 8 年 1 月 9 日（金）までに実績報告書・証拠書類を提出ください。

6. 審査及び採択方法

補助事業の採択にあたっては、県予算の範囲内で、令和 7 年度奈良県海外展開支援事業の審査会で評価点数の高かった上位の事業から、順次採択するものとします。

※審査結果は採択決定者に文書により通知します。なお、審査の経過や内容に関するお問い合わせには一切応じることはできません。ご了承ください。

7. 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、令和 7 年度奈良県海外展開支援事業の補助金を受けて外国特許庁へ出願しようとする内容、対象経費、その他必要な事項を記載した申請書（第 1 号様式）に、当財団の理事長（以下「理事長」という。）が定める書類を添付し、理事長に対して、その定める期日までに提出してください。

8. 補助金の支払い

補助金は、補助事業の実績に応じて交付しますので、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定します。補助金の支払いは、額確定後の精算払いとなります。

9. その他の留意事項

(1) 事業計画どおりに実施されなかった場合は、交付決定を取り消すことがあります。

(2) 他の事業者との共同出願の場合には、申請した企業の持ち分比率に応じて補助金の申請を行うものとします。

(3) 外国出願に関するご相談は、県出願促進事業の連携相談窓口として以下の機関にご協力いただいておりますので、ご活用ください。

○ 一般社団法人奈良県発明協会

〒630-8031 奈良市柏木町 129-1 奈良県産業振興総合センター 2 階

TEL 0742-34-6115

10. 暴力団排除に関する誓約事項

補助事業者となる中小企業者等からの暴力団排除にあたっては、以下の取組みを行います。

(1) 実施要領別紙の「暴力団排除に関する誓約事項」（以下、「誓約事項」という。）記に該当する者が行う事業については交付対象としません。

(2) 補助事業者となる中小企業者等が誓約事項に同意し、署名のうえ、提出すること。

(3) 誓約事項に違反した場合には交付決定の取消しを行うこと。

なお、補助事業者となる中小企業者等が暴力団であると判明した場合は、原則として、以下のとおり取り扱うこととなります。

① 交付決定前に判明した場合 → 補助金の交付対象としません（補助金の不交付）

② 補助事業期間中に判明した場合 → 交付決定の全部取消し

③ 補助事業終了後に判明した場合 → 交付決定の全部又は一部の取消

1 1. 交付決定の取消し、補助金の返還

令和7年度奈良県海外展開支援事業で受けた補助金の一部又は全部の返還を求められた場合、本補助金においても、その一部又は全部の返還を求める場合があります。

1 2. 応募手続き

(1) 募集期間

令和7年4月30日（水）～令和7年5月28日（水）午後5時〔必着〕（郵送のみ）

※期限を過ぎての受付は一切できません。また、期間内の提出であっても期間を過ぎての提出書類（添付書類含む）の記載内容の差し替え、加筆、資料の追加等はできませんので予めご承知ください。（当財団からの補正指示があった場合は除く。）

(2) 問合せ先

公益財団法人奈良県地域産業振興センター 事業化推進課 事業化推進係

〒630-8031 奈良市柏木町129-1 奈良県産業振興総合センター 3階

TEL 0742-36-8312 FAX 0742-36-4010

E-mail sangyo@nara-sangyoshinko.or.jp

ホームページ <https://www.nara-sangyoshinko.or.jp>

対応時間 午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日は除く。）

※来所を希望される場合は、予めお電話にて財団担当者と時間を調整したうえでご来所ください。

1 3. スケジュール（予定）

令和7年 4月30日（水）～5月28日（水） 補助金交付申請書の募集

6月上旬～6月下旬 第一次審査、第二次審査、採択案件の決定、交付決定

12月 補助事業の実施期間（12月末日まで）

令和8年 1月 補助事業の実績報告（1月9日まで）

2月 完了検査

3月 補助金の交付

1 4. 提出書類

(1) 交付申請書（第1号様式）

(2) 事業計画書（令和6年度奈良県中小企業等海外展開支援事業（海外出願補助金）の申請書類（様式第1-1））の写し

(3) 会社概要（会社案内、パンフレット等）

(4) 納税証明書原本（写し不可）※発行日が公募期間内のものに限る

(5) 誓約書

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- （１） 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- （２） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- （３） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- （４） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

令和 年 月 日

住所（所在地）

（企 業 名）

氏名（代表者）

※間接補助事業者となる中小企業等の代表者が自署すること。